

# の 談 ら し 相 暮 律 相 法 律 相 談

コ ー ナ ー

〔 告 白 〕  
〔 通 宣 帳 〕

☎052(979)1600

**Q** 夫が最近家に帰らない日が多くなり、どうやら社内の女性と浮気をし、彼女の家に頻繁に出入りをしているようです。私は、裏切られた気持ちで一杯で、夫はともかく相手の女性をどうしても許すことができません。夫と浮気をした相手の女性に対して、どのような請求ができますか。

て請求することもできますし、相手の女性に対してのみ請求することもできます。ただし、妻がすでに夫から精神的苦痛を癒すのに十分な慰謝料を貰っていた場合には、相手の女性に対してそれ以上の請求をすることはできません。

ただ、このような不貞行為の場合は、不貞行為の有無自体が争点となることが多く、不貞行為をした当事者が一旦は不貞行為の事実を認めたものの、慰謝料を請求されると、とたんに言っていたことを翻すことがよくあります。そのためにも、不貞行為をした当事者の言葉だけでなく、不貞行為が行われた客観的な証拠（写真、メール等）を用意することが大切です。

**A** 本件のような場合、相手の女性に対しては、浮気相手である夫が結婚していることを承知の上で浮気（不貞行為）を行っているのであれば、夫とともに共同不法行為が成立するので、妻は、夫のみならず相手の女性に対しても慰謝料を請求することができます。そして、この場合、妻は、夫と相手の女性の両方に対し

今回答えて頂いた先生



三重県四日市市出身。  
名古屋大学法学部卒業。

取扱分野は、債務整理（借金）、民事、消費者、刑事、家事（離婚、遺産相続）など。

ホームページは「伊藤明紀法律事務所」で検索。

伊藤 明紀氏  
伊藤明紀法律事務所  
（三重弁護士会所属）

〔債務整理・民事一般・刑事・家事〕  
**伊藤明紀法律事務所**

四日市市幸町1-22

☎(059)  
340-5245